

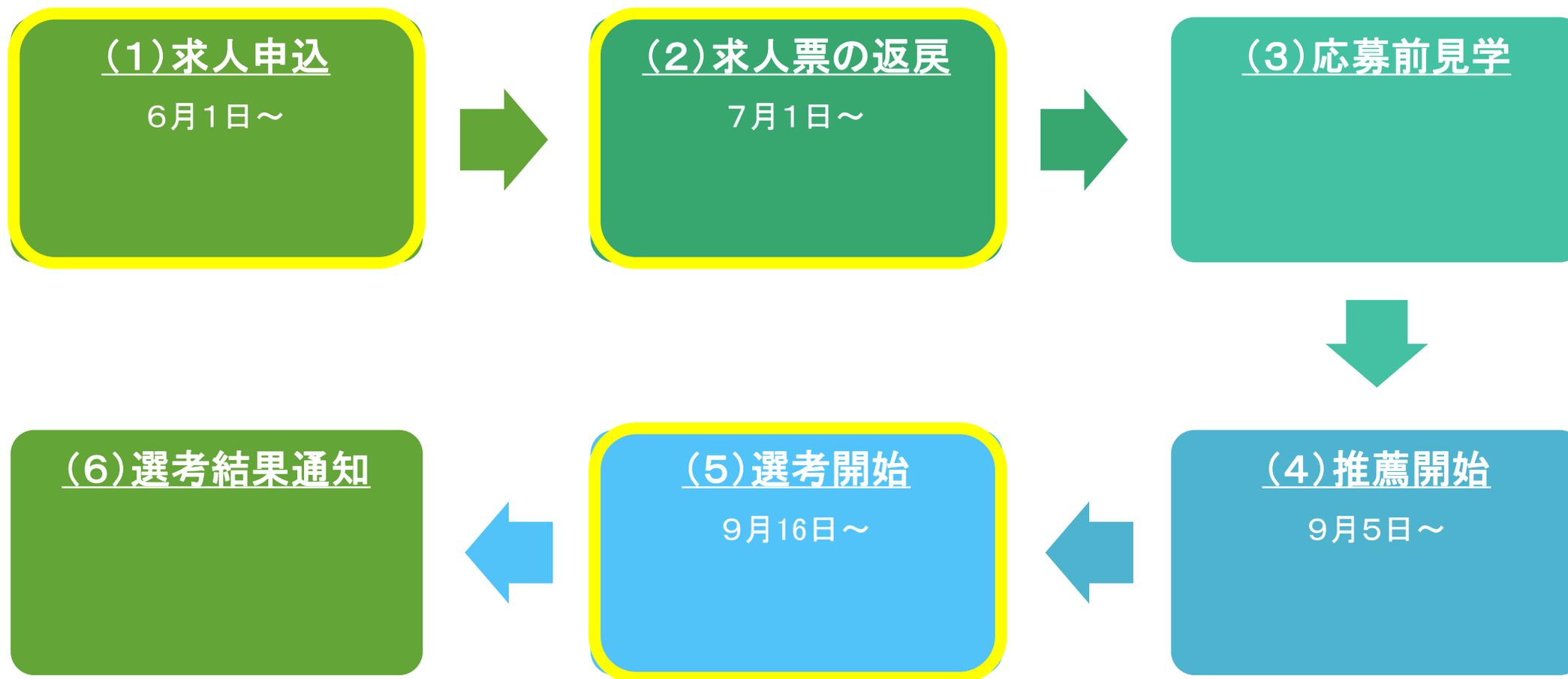
新規高等学校卒業予定者の 採用選考に係る留意点

【次第】

- 1 求人取消、募集人数の削減、労働条件の不利益変更について
- 2 応募・推薦から選考結果通知までの留意点
- 3 採用内定後について

滋賀労働局職業安定部 職業安定課

高等学校等卒業者に係る日程



1 求人取消、募集人数の削減、労働条件の不利益変更について

以下の事案が発生しないようにお願いします

- ① 求人取消
- ② 募集人数の削減
- ③ 労働条件の不利益変更
- ④ 採用内定取消
- ⑤ 入職時期の繰り下げ

発生すると・・・

本人、その家族
に甚大な影響を
与える

発生しないよう、最大
限の対策と努力を

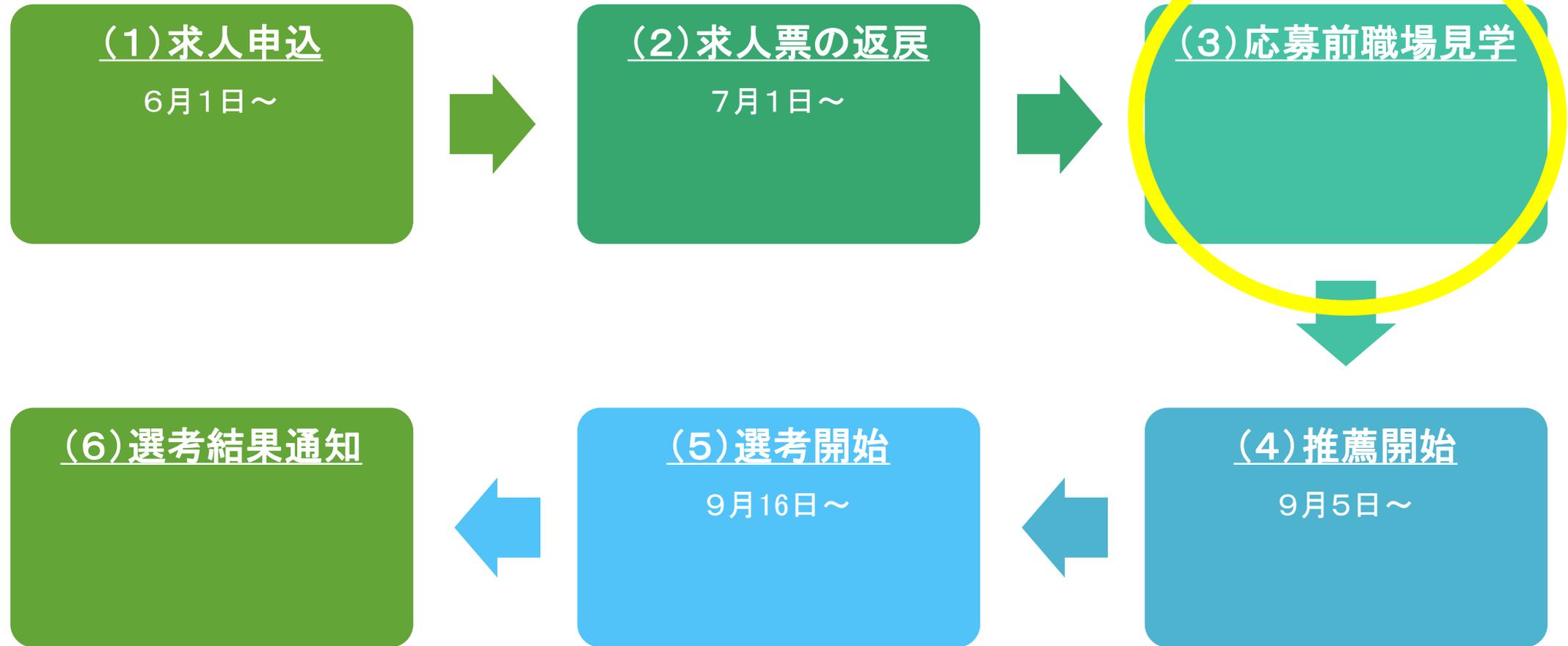
**企業の
社会的責務**

○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、
職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

(平成27年厚生労働省告示第406号)(最終改正 令和4年厚生労働省告示第304号)

「新規学校卒業者等の採用手引」 参考資料1(30頁～) 参照

高等学校等卒業者に係る日程



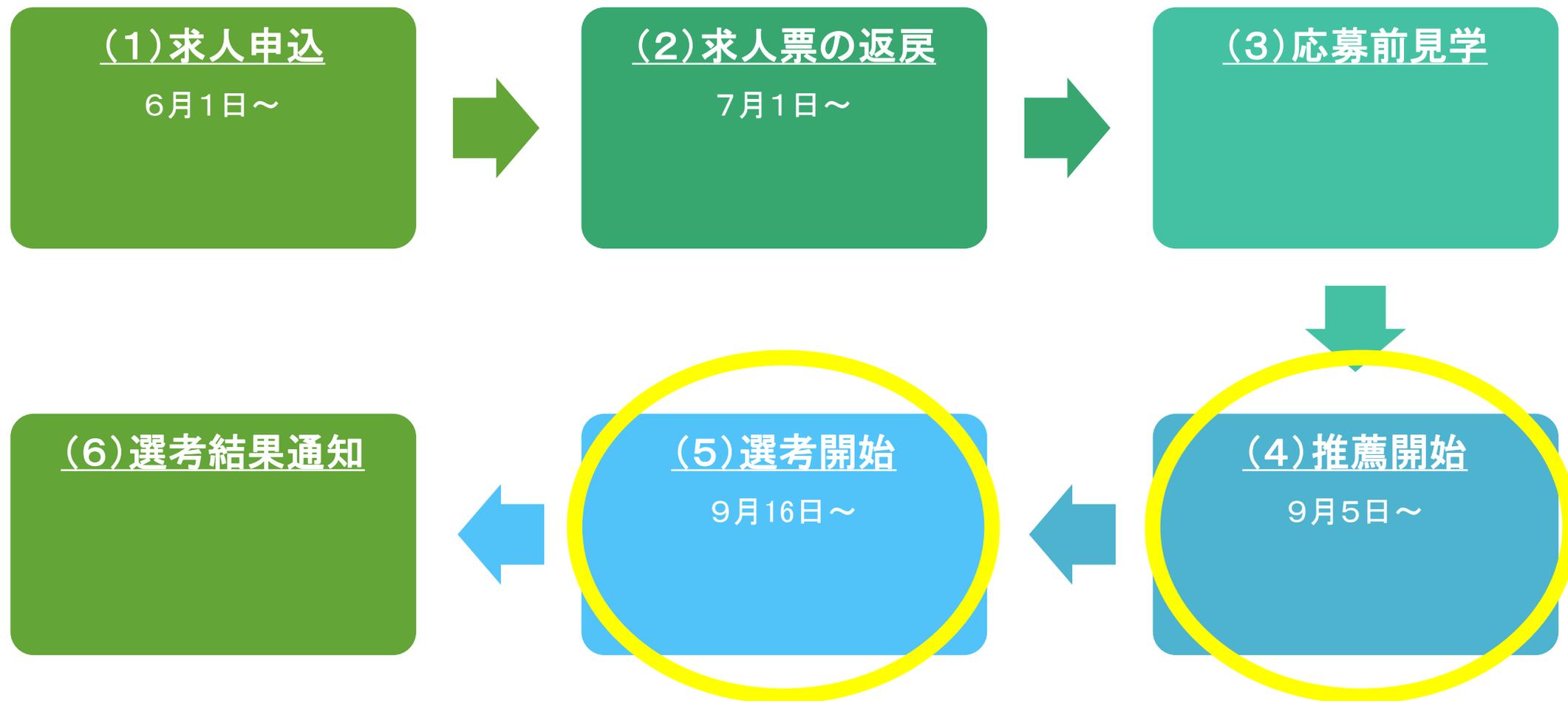
(1) 応募前見学について

生徒が、職業・職場についての理解を深め、適切に職業選択を行うことができるようになることを目的として実施しています。

※ 応募前見学の場で、次のことが生じないようにご注意ください

- ① 参加生徒の個人情報収集すること
- ② 応募前見学が実質的に採用選考の場となること
- ③ 見学時の様子・態度が参加生徒の評価につながることに
- ④ 採用選考において応募前職場見学の有無を考慮すること

高等学校等卒業者に係る日程



(2) 推薦の開始

応募書類は9月5日以降に到達するように学校から送付されます。

応募書類は、『近畿高等学校統一用紙』が使用されます。



紹介書、履歴書、調査書

- 上記以外の企業の独自用紙、戸籍謄本(抄本)、住民票等の提出を求めないでください。
- 採用(内定)後も、戸籍謄本(抄本)等を求めないでください。

(3) 滋賀県における高等学校卒業予定者の就職慣行

滋賀県高等学校就職問題検討会議における申し合わせ(平成14年度(2002年度)最終報告)より抜粋

- 複数応募制に係る応募可能事業所数等について
 - 求人票提出(10月以降の場合を含む)後、いわゆる一次選考までは、一人一社制、応募推薦枠3倍は厳守する。
 - 10月1日以降の未充足求人には、複数応募(2社)を可能とする。
ただし、10月1日時点(9月末の充足状況確認時)で、未充足であって、指定校以外からの応募を否とする求人にあつては、指定校の範囲内での複数応募となる。
同様に、指定校以外からの応募を可とする求人にあつては、指定校以外を含めての複数応募とする。
- 複数応募に伴う、求人票への専願優先、併願可の取扱いについて
 - 各事業所は、求人票提出時において、求人票に「専願優先」または「併願可」について表示をする必要がある。
 - 10月1日以降の未充足求人については、「専願優先」または「併願可」について再度確認を行う必要がある。

(4)選考の開始

9月16日以降選考開始。

応募書類到達後、速やかに、選考期日、場所等を決定し、**学校を通じて本人に通知してください。**

選考に当たっては、公正な採用選考をお願いします。

(5)採用選考について

(i)面接にあたっては、次の質問は、適性・能力に関係のないことからであるため、質問しないでください。

- ①本人に責任のないことから (家庭の資産・住居・家族の職業など)
- ②本来、自由であるべきもの (思想・信条・宗教・支持政党・愛読書など)

(ii)試験問題の作成にあたっては、

職務遂行に必要な知識、能力を持っているかどうか、を判断することを念頭に置き、学校教育の内容(履修科目等)を十分考慮のうえ、出題してください。

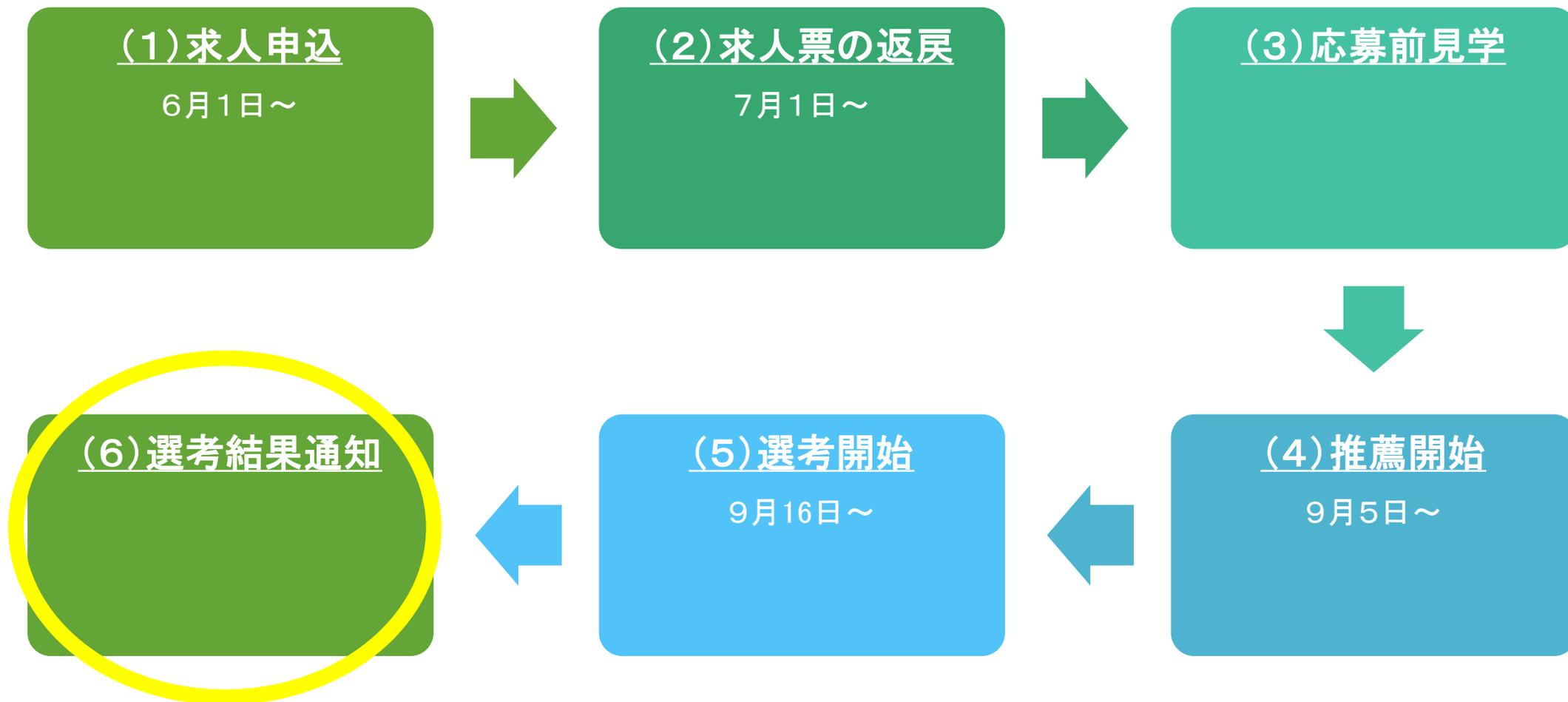
選考にあたっては、応募者の適性と能力が職務を遂行する上で必要とされている条件に適合するかどうか、を判断の基準としてください。

選考前に必ずお読みください。

【採用にあたって】(40頁～63頁)

公正な採用選考をお願いします。

高等学校等卒業者に係る日程



(6) 選考結果の通知

選考後3日以内(遅くとも1週間以内)に、学校を通じて本人へ通知をお願いします。

不採用者が生じた場合は、不採用の理由を詳細・具体的に学校へ連絡し、応募書類を返却してください。

(7) 選考結果の報告

9月25日現在の状況を、9月30日までに、それ以降は、充足するまでの間、毎月月末現在の状況を翌月3日までに報告をお願いします。

また、充足した場合は、その時点で報告してください。

報告様式



「新規高等学校卒業予定者の採用(内定)状況報告」

2 応募・推薦から選考結果通知までの留意点

新規高等学校卒業予定者の採用(内定)状況報告

令和 年 月 日

公共職業安定所長 行

(提出方法 : メール又は郵送にて提出をお願いします)

事業所名

担当者名

所在地 〒

電話番号

新規高等学校卒業(予定)者の採用(内定)等の状況を下記のとおり報告します。

求人番号	職 種	求人数	応募者数	採用(内定)者数	うち県外校からの採用	未充足求人数 (住込可 人)	指定校以外からの応募の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	専願優先・併願可 <input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	WEBシステムによる公開 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(住込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(住込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(住込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(住込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(住込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否

- (注) 1. 9月25日現在の状況を9月30日までにハローワークに報告願います。それ以降は充足するまでの間毎月月末現在の状況を翌月の3日までにハローワークに報告願います。充足した際はその時点で報告願います。
2. 10月1日以降で採用選考を実施したものの未充足となった求人に対して、生徒は同時に1人2社まで応募することがありますので、採用選考にあたり「専願優先」あるいは「併願可」について御記入ください。
3. 「高卒就職情報WEBサービス」HPにより各高校が求人票を閲覧できるよう希望する場合は、公開「可」としてください。求人票提出時に「可」としていた場合にも、再度「可」としてください。希望されない場合は「否」としてください。
4. 様式及び提出先は、滋賀労働局ホームページに掲載しています。
(URL: https://site.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/news_topics/hr_osirase/gakusotuiyakunen_igvounusi.html)

(1)採用内定後

実習・教育訓練、懇談会名目で呼び出したり、レポート類の課題を求めることは行わないでください。

- 卒業式前に呼び出しできるのは**制服の採寸のみ**となります。
- その際も学校を通じて連絡をとり、勉学に支障をきたさないよう配慮をお願いします。

(2)誓約書、身元保証書等について

- 服務上遵守しなければならない事項(就業規則等)について、本人、保証人に**内容を十分説明し、理解を得た**うえで、**提出は入社後にしてください**。

- 差別につながる不適正な項目がないか、そもそも、提出を求める必要があるのか**ということも含め、**再度、点検**してください。

3 採用内定後について

以下の事案が発生しないようにお願いします

- ① 求人取消
- ② 募集人数の削減
- ③ 労働条件の不利益変更
- ④ 採用内定取消
- ⑤ 入職時期の繰り下げ

発生すると・・・



発生しないよう、最大
限の対策と努力を

**企業の
社会的責務**

○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、
職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

(平成27年厚生労働省告示第406号)(最終改正 令和4年厚生労働省告示第304号)

「新規学校卒業者等の採用手引」 参考資料1(30頁～) 参照

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

『新規学校卒業者等の採用手引』 参考資料1（30頁～） 参照

（二） 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

- イ 事業主は、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。採用内定者に対しては、書面の交付等により、採用の時期、採用条件、採用内定の取消事由等を明示するとともに、採用内定者が学校等を卒業することを採用の条件にしている場合についても、内定時にその旨を明示するよう留意すること。
- ロ 事業主は、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効とされることについて十分に留意し、採用内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。
- ハ 採用内定者について、労働契約が成立したと認められる場合には、当該採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような内定辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから行わないこと。
- ニ 採用内定又は採用内々定を行うことと引き替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

高校生の就職慣行(応募・推薦に係る申し合わせ)に関するアンケート調査ご協力をお願い

「一人一社制」等の高等学校卒業者の就職あっせんの仕組みについては、できるだけ多くの生徒に応募の機会を与えるとともに、高等学校教育への影響を最小減にとどめる短期間のマッチングを可能とする仕組みとして普及・定着し、高校生の円滑な職業生活への移行に貢献してきました。

一方で、このような慣行に基づいた就職指導の在り方、生徒の就職の仕方が、生徒自らの意志と責任で職種や就職先を選択する意欲や態度、能力の形成を妨げる一因となっているのではないかと、また、早期の離職等の問題につながっているのではないかという指摘がなされ、滋賀県高等学校就職問題検討会議において、就職慣行の在り方について協議が行われています。

令和6年度検討会議における協議の参考資料とするため、高校生の就職慣行に対するアンケート調査を実施させていただきたく、ご多用中恐れ入りますが、下記方法によりWEBアンケートにご回答ください。

皆様からのご意見をもとに、効果的な応募・推薦方法の在り方を検討して参りますので、何卒、ご協力をお願い申し上げます。

【アンケートの回答方法】

下記URLまたは右記の二次元コードからアンケートサイトにアクセスし、ご回答ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou25/2024kentoukaigi>

【回答期限】

令和6年9月30日



ご清聴ありがとうございました

【お問い合わせ先】

・滋賀労働局職業安定部

【求人受理関係】 職業安定課 ☎ 077-526-8609

【採用選考関係】 職業対策課 ☎ 077-526-8686

・管轄ハローワーク

滋賀労働局 ホームページをご確認ください

